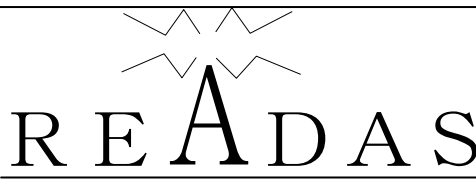


第 5817 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 17日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 会社設立に要した費用

Q：今年新しく事業を始め、会社を設立しました。設立及び開業に伴い、さまざまな費用が生じましたが、これらの費用は、税務上どのように取り扱われますか？

A：設立前に支出した費用は創立費、設立後営業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出した費用は開業費となり、いずれも繰延資産として随時償却が認められています。

【解説】

創立費とは、発起人に支払う報酬、設立登記のために支出する登録免許税、定款等の作成費用、その他法人の設立のために支出する費用をいいます。また、開業費とは、法人の設立後営業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいい、広告宣伝費、接待費、旅費、調査費等が含まれます。支払利子、使用人給料、光熱費のような経常費的な性格を有する費用は含まれません。

これらは、いずれも繰延資産に該当し、法人税法上、随時償却が認められていますので、例えば思わぬ利益があがった場合にはその全額を償却費として計上し、また逆に欠損が生じた場合には償却費の計上を見合せるといった柔軟な対応をすることもできます。

損金に算入するには、会社が償却費として損金経理する必要があります。

